

違反転用に関する事務処理要領

平成23年6月1日制定

(目的)

第1条 この要領は、農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第51条第1項各号のいずれかに該当する者（以下「違反転用者等」という。）に対し、その者がした違反転用の是正措置等に関し必要な事務手続きを定め、迅速かつ適正な事務処理を図ることを目的とする。

(事務処理上の留意点)

第2条 違反転用に関する事務処理に当たっては、次の各号に掲げる事項について留意しなければならない。

- (1) 農業振興地域の整備に関する法律、都市計画法、建築基準法及びその他関係法令を所管する関係部局と調整を図り、適切な指導を行うこと。
- (2) 違反転用の事案の指導経過を明確にし、事後の指導等に資するため次条に定める現地調査及び事情聴取等に関する違反転用事案報告書（様式第1号）を作成し、これを保管すること。
- (3) 発生した違反転用の事案については、その発生した初期の段階で、迅速かつ適正に措置すること。
- (4) 次条に規定する現地調査を実施するときは、身分証明書を携帯し、関係人の求めに応じて呈示し身分を明らかにすること。

(現地調査・事情聴取)

第3条 違反転用を発見し又はその通報を受けたときは通報等受信簿（様式第2号）に記載し、速やかに地区担当の農業委員、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）及び事務局職員による現地調査を実施するものとする。

- 2 地区担当の農業委員、推進委員及び事務局職員は、違反転用の疑いのあるものについては、当該違反転用者及びその関係者から事情を聴取し、違反転用が明らかな場合は、違反転用現地調査票（様式第3号）及び違反転用事情聴取票（様式第4号）を作成するものとする。
- 3 地区担当の農業委員、推進委員及び事務局職員は、違反転用の現地を調査したときは、必要に応じて総会に報告し、対策を協議する。

(関係機関への報告)

第4条 違反転用が関係法令に抵触すると認めたときは、他法令を所管する関係部局に対し当該違反転用等について報告し、連携して対応を図るものとする。

(是正指導)

第5条 違反転用者等に対して、文書（様式第5号）等でその是正指導を行うものとする。この場合において、違反転用者等には、当該違反転用に係る具体的な農地復元計画書（様式第6号）の提出を求めるものとし、速やかに原状回復又はその他必要な措置（以下「原状回復等の措置」という。）を講じるよう指導するものとする。

また、原状回復等の措置が講じられた場合には、農地復元完了報告書（様式第7号）を提出させるものとする。ただし、転用許可申請が提出されれば許可できる場合であって、当該違反転用者およびその関係人からの事情を聴取した結果、次の各号のいずれにも該当すると認められる場合には、許可処分を行うことができるものとする。

- (1) 違反転用者等が、違反転用に当たることを知らなかったなどやむを得ない理由がある場

合。

(2) 違反転用者等が、当該違反について反省し始末書を提出した場合。

- 2 違反転用者等が前項の規定による是正指導に従わないとき又は周辺農地に支障が生じているときは、総会において協議し、事案ごとに是正指導の内容を決定し、文書により指導するものとする。
- 3 違反転用者等が再三にわたる是正指導に従わないとき又は原状回復等の措置を講じる見込みがないときは、総会の決定を経て勧告書（様式第8号）により、当該違反転用者等に対して、原状回復等の措置を勧告するものとする。
- 4 違反転用事案に係る土地が4ヘクタールを超える面積の農地を含む場合は、「農地法関係事務処理の手引き」（平成22年3月 福島県農業担い手課）に定められた「第10 違反転用に対する処分等」に記載された内容に基づき行うものとする。

（聴聞等）

第6条 違反転用者等が前条第3項に規定する勧告に従わないときは、郡山市行政手続条例（平成8年郡山市条例第6号）及び郡山市聴聞規則（平成6年郡山市規則第34号）に基づき、聴聞又は弁明の機会を付与する。

- 2 前項の規定による聴聞を行うに当たっては、総会において聴聞会の主宰者及び職員を選出し、法第51条第3項の規定による違反転用者等に対する処分に係る聴聞を行うものとする。この場合総会は、必要に応じて聴聞会に関係人を選出することができるものとする。

（監督処分）

第7条 違反転用者等に対する処分（様式第9号）又は命令（様式第10号）を行うに当たっては、当該違反転用事案の内容及び聴聞又は弁明の内容について総会において審議するとともに、当該違反転用事案に係る土地の利用状況、周辺の農地への影響の有無、及びその他関係する法律等を総合的に考慮して、法第51条第1項の規定に基づき、処分又は命ずべき措置の内容を決定することができるものとする。

（是正に係る報告）

第8条 前条に規定する処分又は命令の履行の状況を随時調査し、当該処分又は命令どおりには是正が行われているときは、その状況を記録する写真等を添えて総会、又は必要に応じて運営委員会に報告するものとする。

- 2 違反転用者等が前条の規定による処分又は命令の履行を完了したときは、遅滞なくその旨を書面（様式第11号）にて届け出るように指導するものとする。この場合において、当該書面には、原状回復した写真等の資料を添えるものとする。
- 3 違反転用者等が前条に規定する処分又は命令の履行を遅滞していると認めるときは、当該違反転用者等に対して、その遅滞の理由及び当該処分又は命令の履行の見込みを報告させるものとする。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、郡山市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例（平成29年郡山市条例第23号）の施行の日から施行する。

違反転用事案報告書

年 月 日

郡山市農業委員会会長 様

地区農業委員
農地利用最適化推進委員
事務局職員

農地法第51条第1項に該当する事案が発生したので、次のとおり報告します。

調査年月日	年 月 日	違反転用発生日	年 月 日	
違反転用の内容・目的				
違反転用に関する土地の所在等	土地の所在	地目 登記簿 現況	面積 (㎡)	
違反転用に係る関係者の氏名、住所及び職業(工事請負人・工事下請人を含む)	関係者の種類	氏名及び名称	住所 職業	
	違反転用者			
	工事請負人			
転用許可処分の内容	許可年月日			
	許可権者			
	許可に係る転用目的			
	許可に付した条件			
	許可を受けた転用事業者の氏名、住所及び職業	氏名	住所	職業
区域区分	農地区分	土地改良施行	農 振 建築物	
市街化区域 市街化調整区域 区域外(無指定)	甲 種	有	青	有
	1 種			
	2 種			
区域外(無指定)	3 種	無	白	無
違反転用に至るまでの経緯				
付近の農林水産業又は生活環境への被害の状況				
違反転用に関して他の法令等により許認可等を要する場合はその手続き等の状況				
関係者からの事情聴取の内容				
地区担当農業委員の意見				
その他参考となるべき事項				

- (添付書類) 1 登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)
2 位置図及び周辺状況図

会長	局長	次長	係長	係 員

違反転用通報等受信票

受信年月日	年 月 日 ()	受信者	職 氏名 印
無断転用の所在地			
土地所有者 住所・氏名	住所 氏名		
無断転用者 工事請負人 住所・氏名	住所 氏名		
通報者 住所・氏名	住所 氏名		
事案の内容			

局長	次長	係長	係 員

違反転用現地調査票

実施年月日	年 月 日() 時～	
	調査員 職 氏名	印
所有者名 住所・氏名	住所 氏名	
無断転用者の 住所・氏名	住所 氏名	
工事請負人名 住所・氏名	住所 氏名	
調査項目	調査結果	資料等
違反所在地		登記簿謄本・公図
区域区分	市街化・調整区域・区域外	
建築物	有・無	
目的(用途)		
周辺の状況		
農振	青・白	
農地区分	甲種・1種・2種・3種	
その他		

局長	次長	係長	係 員

違反転用事情聴取票

日	時	年 月 日 ()	時 分 ~ 時
		(調査員 職 氏名	印)
出 頭 者 の 住 所 ・ 氏 名	住所 氏名		
聴 取 項 目	出 頭 者 の 発 言 内 容		根 拠 資 料
1	所 在 地	郡山市	公 登 記 簿
2	土 地 所 有 者 住 所 ・ 氏 名	住所 氏名	登 記 簿 貸 借 契 約 書
3	土 地 及 び 建 物 使 用 者 住 所 ・ 氏 名	住所 氏名	
4	土 地 所 有 者 と 使 用 者 が 異 なる 場 合 の 理 由		
5	手 続 き 関 係	農振法 建築基準法	許 可 申 請 書 許 可 書 等
6	手 続 代 理 人 住 所 ・ 氏 名	住所 氏名	
7	経 緯		
8	違 反 行 為 を 行 っ た 理 由		
9	そ の 他		

局長	次長	係長	係 員

農地復元等計画書

郡山市農業委員会
会長

様

年 月 日

所有者住所

氏名

印

無断転用者住所

氏名

印

工事請負人住所

氏名

印

郡山市農業委員会から農地違反転用に該当する旨を指摘され現在、
(当該農地所在・地目・面積)

に使用している、

㎡の農地は下記の通り是正します。

記

1 違反を是正する計画

当該農地については、

2 是正完了期限

年 月 日

農 地 復 元 等 完 了 報 告 書

年 月 日

郡山市農業委員会
会長 様

所 有 者
住所
氏名 印
無断転用者
住所
氏名 印
工事請負人
住所
氏名 印

下記のとおり違反を是正しましたので、現地を確認してくださいますようお願いいたします。

記

工事その他の行為を停止 (又は原状回復その他違反を 是正)した日及びその内容	停止又は是正の日: 年 月 日 停止又は是正の内容:				
違反転用地の 所在地等	所在地	地番	地目		面積 (㎡)
			登記簿	現況	

違反転用者名

郡山市農業委員会会長 印

勸 告 書

貴方は、次のとおり、農地法第51条第1項第 号に該当しているので、 年 月 日までに工事その他の行為を停止してください。(又は原状回復その他違反を是正するために必要な措置をしてください。)

これに応じない場合には、同条による処分(命令)を行う方針です。

違反行為に係る 土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	備考
			登記簿	現況		
法第51条第1項 に該当する内容 及びその理由						

注 工事その他の行為を停止した場合又は原状回復その他違反を是正するために必要な措置をとった場合は、遅滞なく、その旨を書面(様式第11号)により農業委員会に届け出てください。

様式第9号

郡農委第 号
年 月 日

違反転用者名

郡山市農業委員会会長 印

処 分 書

農地法第51条第1項の規定に基づき次のとおり処分します。

処 分 の 内 容	
処 分 を 行 う 理 由	

違反転用者名

郡山市農業委員会会長 印

命 令 書

農地法第51条第1項の規定に基づき次のとおり措置することを命じます。

停止すべき行為又は 講ずべき原状回復等 の 措 置 の 内 容	
原状回復等の措置の 履 行 期 限	年 月 日
命 令 を 行 う 理 由	

(留意事項)

- 1 原状回復等の措置の履行を完了したときは、遅滞なくその旨を様式第11号により農業委員会に届け出てください。
- 2 原状回復等の措置の履行を定められた期限までに完了できなかったときは、その理由及び原状回復等の措置の履行状況についての報告書を農業委員会に提出してください。(報告書の様式は任意)
- 3 履行期限までに原状回復等の措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないときには、農地法第51条第3項の規定により原状回復等の措置の全部又は一部を当職において行うことがあります。
- 4 当職において原状回復等の措置の全部又は一部を行った場合には、その費用を貴方(貴社)より徴収することがあります。

工事停止（原状回復）等報告書

年 月 日

郡山市農業委員会
会長 様

所 有 者
住所
氏名 印

無断転用者
住所
氏名 印

工事請負人
住所
氏名 印

下記のとおり工事その他の行為を停止（又は原状回復その他違反を是正）しましたので、
現地を確認してくださいますようお願いいたします。

記

工事その他の行為を停止 (又は原状回復その他 違反を是正)した日及 びその内容	停止又は是正の日: 年 月 日				
	停止又は是正の内容:				
無断転用地の 所在地等	所在地	地番	地目		面積 (㎡)
			登記簿	現況	

様式第 5 号

郡農委第 号
年 月 日

様

郡山市農業委員会
会長

通知書

貴方は、下記のとおり、農地法第 5 条第 1 項の規定に違反しているので、是正するために必要な措置をしてください。

記

1 違反行為に係る土地の所在

郡山市
郡山市

2 違反内容

所在地
理由

3 指導処置

原状回復その他違反を是正するため必要な処置

なお、是正計画書を、 年 月 日まで提出ください。また、是正するために必要な措置をとった場合は、遅滞なく、是正報告書により農業委員会に届け出てください。

郡山市農業委員会事務局 農地調整係
TEL 024-924-2481
FAX 024-924-3090